

岩手県監査委員告示第30号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和7年岩手県監査委員告示第8号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年5月9日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川 村 伸 浩
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県立花巻農業高等学校
- 2 監査実施日
 - （1） 予備監査実施日 令和6年11月28日から同年12月27日まで
 - （2） 本監査実施日 令和7年1月20日
- 3 監査結果の公表の日 令和7年3月4日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、76,259円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	速やかに返納処理を完了したとともに、今後は、①事務室内で複数の職員が十分確認すること、②給与関係事務相互フォローアップにて他校の職員の確認も必ず受けることとし、再発防止に努めることとした。